

開発初期の金瓜石鉱山における空間整備 —日本植民地下台湾における鉱山景観の形成—

波多野 想¹

¹正会員 琉球大学准教授 観光産業科学部観光科学科 (〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地)
E-mail:sohatano@tm.u-ryukyu.ac.jp

台湾の金瓜石鉱山は、日本統治期に開発され、明治期は佐渡金山を大きく上回る金産出量を誇った金山である。日本統治期の金瓜石鉱山が日本人と台湾人や鉱山労働のために中国大陸から渡ってきた人々の間で構築された社会的な領域であり、第二次世界大戦期に日本軍によって連行されてきたイギリス人捕虜に対する強制労働が強いられた政治的空間でもあったことから、金瓜石鉱山における鉱業景観の形成と変容の実態を、植民者と被植民者の間にみられた空間に関する聞き合いの視点から明らかにする必要がある。そこで本稿は、田中長兵衛率いる田中組（金瓜石鉱山田中事務所）によって編成された鉱山町における土地所有と利用の変容を、地籍図と土地登記簿を用いて復元的に明らかにすることを目的とする。

Key Words : Kinkaseki Mines, Taiwan, Land-ownership, Land-use, Mining Landscape

1. はじめに

日本統治初期の1897（明治30）年から戦後の1987（民国76）年までほぼ継続的に運営された台湾の鉱山に金瓜石鉱山がある。同鉱山は日本統治期には釜石鉱山の田中長兵衛や日本鑛業株式会社によって運営され、明治期には佐渡金山の金産出量を遥かに凌ぐ金山として著名な存在であった。

日本統治期の金瓜石が日本人と台湾人や鉱山労働のために中国大陸から渡ってきた人々の間で構築された社会的な領域であり、第二次世界大戦期に日本軍によって連行されてきたイギリス人捕虜に対する強制労働が強いられた政治的空間でもあったことから、筆者はこれまで、金瓜石における鉱業景観の形成と変容の実態を、植民者と被植民者の間にみられた空間に関する聞き合いの視点から明らかにすることを目的とした研究を行ってきた¹⁾。そのなかで本稿は、金瓜石鉱山の景観形成プロセスの一端を、土地の所有と利用の観点から明らかにすることを目的とするものである。特に本稿では、日本統治期に作成された文献の分析や現地調査の結果とともに、当時の地籍図や土地登記簿を活用して分析を進める。1921（大正10）年に作成された地籍図と日本統治下で用いられた土地登記簿が、新北縣瑞芳地政事務所にて保管されており、本稿ではそれらを主要資料として用いることが可能である。金瓜石鉱山に係る地籍図は金瓜石14葉、水南洞6葉

で構成され、そのすべてが現存する。1921年時点で引かれた線は黒色で示され、その後に追加された土地境界線は赤色で描かれる。また土地所有の状況によって不要となった境界線には「×」印が記載されている。土地登記簿については、現存するものすべてがデジタルデータ化されているものの、1筆につき2枚から3枚で構成される書類の一部が欠損していたり、1枚目と2枚目が分散して保存されている事例も多い。そこでまず、地籍図をGIS上で描き直し、1921年時点の状態を復元する。一方で、土地登記簿に記載されている内容をコンピューター上でデータベース化し、保存されている資料を記載内容からつなぎ合わせ、できうる限りの復元を行う。その上で、地籍の状態に大きな変更があった年を割り出し、その年の地籍図の復元作業を実施する。そして、これらの作業を通して明らかになる土地所有や利用の状況、および両者の相互規定に関する分析を行っていく。

なお、本稿では、金瓜石鉱山の鉱業権を獲得し明治期から大正期にかけて同鉱山の運営を担った田中長兵衛率いる田中組による空間整備がその後の鉱山空間を規定した基礎であることから、田中組が金瓜石鉱山に関わった1896（明治29）年から1925（大正14）年を対象に分析を進める。また地理的範囲に関しては、最初期に活動した金瓜石地区に限定し、水南洞地区に関しては別稿で論じることとする。

2. 日本統治初期における金瓜石鉱山の開発

(1) 金瓜石鉱山の概要

本研究の対象地域である金瓜石鉱山は、台湾北東部、現在の新北縣瑞芳區に位置した(図-1)。金瓜石鉱山は金瓜石山(本山)北側一帯の金瓜石地区と、そこからさらに北側の海岸に面した水南洞地区の2地区によって構成されていた。1987(民国76)年に閉山し、現在は2004(民国93)年に開館した新北市立黄金博物館が所在する。金山としての金瓜石の歴史は、1890(光緒16)年、八堵駅近くの橋梁の建設を行っていた際に建設従事者が基隆河のなかに砂金を発見し、翌年に九份(後の瑞芳鉱山)に金脈の露頭が見つかったことにはじまる。以来、砂金採取や金鉱採掘を行う人々が瑞芳地域に大量に押し寄せるようになった。

その後、1895(明治28)年に日清戦争の結果台湾を割譲された日本は、台湾総督府(以下、総督府と略す)を設置し、台湾の産業化をおしすすめた。総督府は早々に土地調査事業や林野調査事業を行うとともに、鉄道の建設や港湾の整備を実施し、同時に稲作や砂糖生産を中心とした農業の近代産業化も進めた。そのなかで、総督府は、統治初期の混乱のなか瑞芳地域に大挙してきた台湾人を排除するために、まず1896(明治29)年1月同地域を強制的に封鎖し、総督府の技師・技手による鉱山調査を実施した。そして同年9月に「臺灣鑛業規則」を發布し、鉱山開発の制度的根拠を構築した。

総督府は、同規則の發布と同時に、基隆山の山頂から南北に引いた線を境に、西側の九份地区の鉱業権を藤田傳三郎の藤田組に、東側の金瓜石地区の鉱業権を田中長兵衛が率いる田中組に与え、両者に瑞芳地域における鉱山運営を認めた。そして田中組は、1897(明治30)年3月に「金瓜石鑛山田中事務所(以下、田中事務所と略す)」を組織し、同年10月15日、金瓜石山頂上の露頭付近を拠点に鉱山事業に着手した²⁾。

田中事務所による鉱山運営は、露頭付近に数軒の小屋と山神社を建設し既存の坑道を利用して金鉱採掘を行う短期間の時期を経て、金瓜石山を北側に下り、比較的平坦な場所に坑道、選鉱所、製錬所、鉱山事務所などの鉱山施設や、住居、購買施設、病院、警察署、郵便局、寺院、小学校などの鉱夫やその家族の生活に関連する施設を明治30年代から40年代に建設し一大鉱山町を整備するに至った(図-2)。1905(明治38)年にはさらに北側の海岸に近い水南洞に有望な鉱床が発見されたことから、そこにも製錬所や発電所、住居等を建設した。1918(大正7)年に組織名を「田中鑛山株式會社」に改名し、経営陣に台湾煉瓦株式會社などを設立した後宮信太郎をむかえ、さらなる成長を図る。しかし、大正元(1912)年に鉱産額のピークをむかえた後は徐々に産出量が減少し、

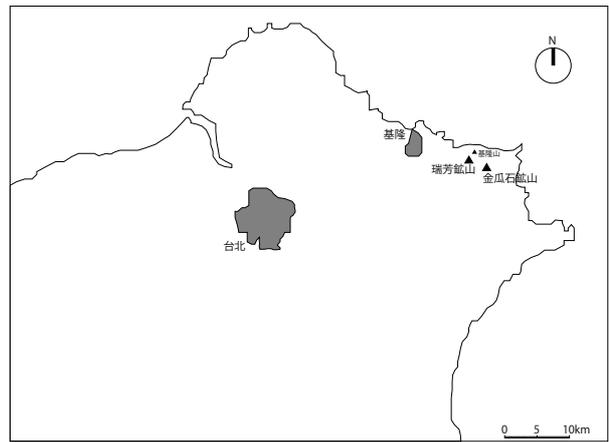


図-1 金瓜石鉱山の位置

1925(大正14)年に至り、後宮信太郎にすべての株式を譲渡したことで、田中事務所による金瓜石鉱山の運営は終わりをむかえた³⁾。

(2) 金瓜石鉱山の事業方針と鉱山町の整備

日清戦争の賠償金を元手に金本位制に移行しようとしていた日本にとって、金山開発は極めて重要な課題であった。総督府は台湾における鉱業関連法規の制定と鉱業権付与に先立ち、有望な金山の調査を実施した。現地調査は、東京帝国大学理科大学で地質学を修め⁴⁾、1897(明治30)年に総督府民政局殖産課の技師となった石井八萬次郎(1867~1932)を中心に行われた。その結果、石井らは、金瓜石や九份一帯の鉱脈や鉱床の金含有量が多く、開発する上で有望な金山であることを確認した。そこで石井や同行した技手らは、この地域の開発方針の提案に至る。彼らは、発見した鉱脈における金が豊富であることから、この一帯を遍く開発することを期待し、莫大な資本を投下できる資本家に鉱業権を与えることを求め、九份と金瓜石を一体的に開発することを提案した。すなわち、それまでの地域一帯は、台湾人が鉱脈近くに小さな小屋を建て、そこで生活をしながら細々と堅坑を掘削する程度であり、鉱山運営に必要なインフラストラクチャーが整備されているわけではなかった。そのためこの一帯を開発するにあたって、坑道や製錬施設のみならず、道路、橋梁、水道、電気などの生産基盤や学校、病院、娯楽施設などの生活基盤をも整備しなくてはならない状態にあり、投下される必要がある資金が極めて大きくなることは容易に想像がついた。そのため石井らは、大資本家による金瓜石と九份の一体的開発を勧めると同時に、両地区の鉱脈がもっている質の相違を理由に2つの鉱区として、坑道をわけて運営することを提案した⁵⁾。そして、金瓜石山と九份山のそれぞれで採掘された鉱石を金瓜石の平坦地に集め、そこで製錬したものをさらに2カ所の積出港から搬出することを計画した。

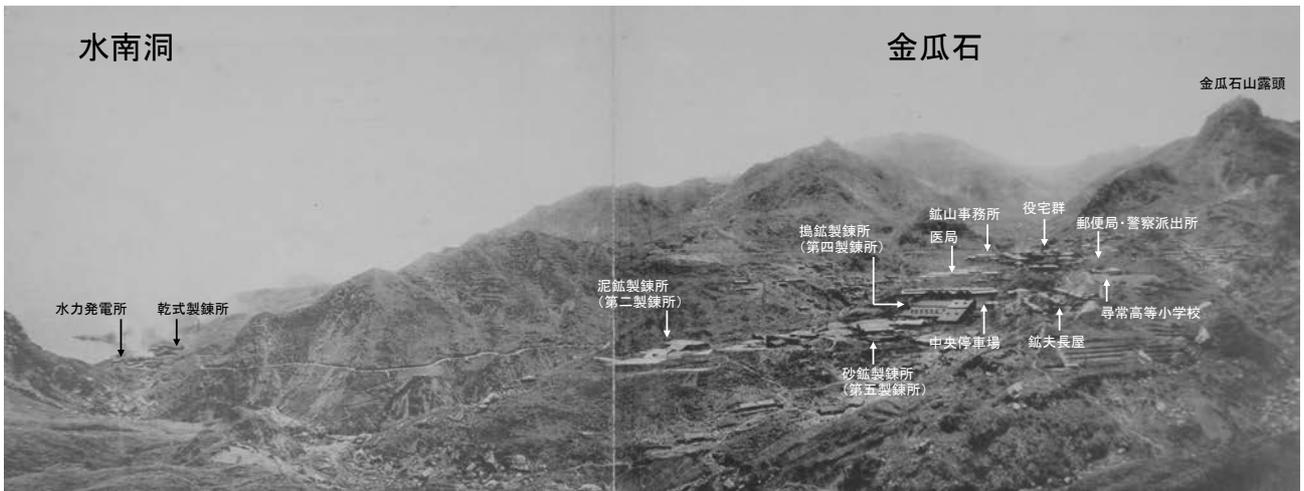


図-2 明治末期における金瓜石鉱山の施設
(絹川健吉『金瓜石鑛山写真帖』, 絹川写真館, 1913.)

しかし実際には上述の通り、九份と金瓜石は各々異なる鉱山会社によって運営される鉱区に分けられた。さらに重要なことは、田中組の金瓜石と藤田組の九份に分けられたことで、総督府技師が鉱石を収集し製錬する場所として計画していた土地が田中事務所の鉱区に含まれ、2カ所の積出港適地は1カ所ずつ分け合うことになった点である⁶⁾。田中組は、金瓜石山の鉱脈、工場適地、積出港適地を獲得することになり、それらの地点を開発整備することで鉱山運営が成立する条件を得ることになった。田中事務所はその条件を活用し、急速に鉱山整備を行っていった。図-2は、1912（明治45）年頃の金瓜石鉱山の全景を撮影したものである。総督府による鉱山調査の結果、工場適地とされた場所に製錬所、鉱夫や役員の住居、小学校などが建ち並び、積出港適地とされた水南洞にも製錬施設等が建設されており、開発を開始してからわずか15年で、相当数の施設がすでに整備されている状況がみとれる。

その田中組の事業方針はいかなるものであったか。鉱山運営にあたり損失を最小限にとどめるためには、一般的には採掘に先立ち探鉱を行い、鉱脈の位置や走る方向を調査し、鉱石の品位を確認することが必要である。しかし田中組は探鉱はするものの、それよりも採金を優先する事業方針を採っていた。この点については田中組による記述は残されていない。が、開発初期の『臺灣日日新報』にその様子が記述され⁷⁾、また総督府技師の齋藤讓は自ら作成した報告書のなかで、採掘を優先し探鉱を後回しにする田中組に姿勢を批判していた⁸⁾。こうした採掘優先の姿勢が鉱山町の整備を短期間に成し遂げた要因のひとつになっていたと考えられる。

3. 金瓜石地区における土地の所有と利用

(1) 総督府による土地関連規則の制定

総督府の土地関連事業は、規則の制定によって始められた。総督府が制定した規則は数多く存在するが、そのなかで主要なものとして以下4つの律令があった。

- 1898年7月17日 台湾地籍規則（律令13号）
- 1898年7月17日 台湾土地調査規則（律令14号）
- 1901年5月23日 台湾土地收用規則（律令3号）
- 1905年5月25日 台湾土地登記規則（律令3号）

土地調査事業を始める前に、まず地籍規則と土地調査規則を同日発布し、前者によって土地の「地目」を設定し、後者によって土地登記に関する事項を規定した。具体的にみていこう。地籍規則の第一條において、地目が以下の6種25項目に分類された。

- ① 田、畑、建物敷地、鹽田、鑛泉地、養魚池
- ② 山林、原野、池沼、牧場
- ③ 祠廟敷地、宗祠敷地、墳墓地、鐵道用地、公園地、練兵場、射的場、砲臺用地、燈臺用地、用悪水路
- ④ 道路、溝渠
- ⑤ 河川、堤防
- ⑥ 雜種地⁹⁾

さらに、土地調査規則の第一條、第七條、第八條によって、土地所有者の土地登記方法を規定した。

第一條 土地臺帳及地圖ヲ調整スル為業主ヲシテ各自其土地ヲ申告セシメ其地盤ヲ丈量ス

第七條 土地ノ申告ヲ為ササル者八十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ仍其土地ニ對シ業主タルノ權利を沒收ス

第八條 虚偽ノ申告ヲ為シタル者八十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス¹⁰⁾

これらの条文から、土地の登記が所有者自らによる申告を前提としており、申告がなされなかった土地は所有者とされた人物に罰金と同時に所有権の没収を科していたことが分かる。つまり、総督府にとって、土地の所有権

を確定するという事は、税収入の確保と同時に、土地の合法的国有化や日本人による合法的な収用にねらいがあったと考えられる。事実、経済学者の矢内原忠雄は、1929（昭和4）年に著した『帝国主義下の台湾』で、土地調査事業の意義を「地理地形を明らかにすることによる治安上の実用」「陰田整理を通じた土地面積の増加による財政上の増収」「土地権利関係の明確化による経済上の利益」の3点に整理し¹¹⁾、土地所有権の明確化による経済利益を強調した。つまり、日本の資本家による台湾における土地投資や企業設立上の安全性を確保することにも主眼がおかれ、土地の調査が実施された。矢内原自身はその点について、「かくて土地調査は台湾資本主義化、わが資本による台湾征服の必要なる前提であり基礎工事であった」と述べていた¹²⁾。そして、1905（明治38）年に至り、台湾土地登記規則が制定されることになり、土地に関わる権利が明確化され、登記すべき権利を、業主権、典権、胎権、墾耕権とし、それぞれが日本の不動産登記法の所有権、質権、抵当権、永小作権に対応するとされた¹³⁾。

他方、総督府は、「臺灣鑛業規則」に土地の利用に関する規定を盛り込み、鉱山会社が台湾総督の許可によって使用金（補償金）の支払いを条件に他人の土地を使用できるように規定した。この点についてはすでに別稿で論じているので本稿では割愛するが、これはすなわち、総督府が植民者による非植民者に対する土地使用上の強権発動を認め、それにより鉱山運営を円滑に進めようとしていたことを意味する¹⁴⁾。

(2) 鉱山開発の重要性

土地制度を通して具体的に検討したように、植民地統治の過程で、植民地宗主国である日本は、近代官僚制、司法制度、学校教育制度、警察制度、参政権など、さまざまな近代的制度を導入することで統治を合理的に進めることを目指した。その一方で、自国の周辺地域を植民地化し、それを外延に拡大していくという日本の植民地支配が、植民地を早期から産業化（工業化）するという特徴を有することが指摘される¹⁵⁾。その産業化の目的は、資源の確保とそれによる日本本国での国際収支の改善におかれ、したがって産業化は日本企業の進出と、日本企業がすでに台湾内にあったイギリス資本を撤退させるための制度の構築とを前提としていた¹⁶⁾。つまり、（1）主に廈門に拠点を置くイギリス資本と異なり製糖会社と商社を同一資本に基づく特約関係におくような産業資本の構築、（2）台湾銀行による支援、（3）日本政府と総督府による差別的な日本資本の保護、（4）専売制度の導入による日本企業への輸出入商権の移転、（5）日本本国—台湾間の関税の消滅と、中国大陸—台湾間の関税の引上げ、の5点を制度として構築することで、日本の

表-1 台湾銀行による田中事務所への貸付

	貸付	当座貸越	手形割引	荷為替	合計	主要鉱山施設
1897 明治30						田中事務所の運営開始
1898 明治31	-	-	-	-	-	路頭付近における開発
1899 明治32	-	-	-	-	-	第一製糖所
1900 明治33	-	39,759	-	-	-	第二製糖所（一徳製糖所）
1901 明治34	4,500	348,462	65,000	-	417,962	第三製糖所
1902 明治35	43,060	384,142	322,800	-	750,002	第四製糖所（一徳製糖所）
1903 明治36	18,600	411,142	1,128,300	-	1,558,042	第五製糖所
1904 明治37	124,600	608,448	1,367,200	-	2,100,248	
1905 明治38	392,800	711,771	1,859,700	-	2,964,271	
1906 明治39	395,600	1,147,636	2,143,400	-	3,686,636	
1907 明治40	354,600	1,150,379	2,963,000	-	4,467,979	乾式製糖所・水力発電所（水南洞）
1908 明治41	318,400	1,097,771	3,139,600	246,000	4,801,771	
1909 明治42	150,000	1,873,498	1,221,700	412,000	3,657,198	

（臺灣銀行：臺灣銀行十年志、臺灣銀行、1910）

産業資本による企業の設立を促進した¹⁷⁾。

ところで、総督府は、製糖業を台湾における最重要産業と位置づけていたことはよく知られている。後藤新平に見出された新渡戸稲造が1901（明治34）年9月に台湾総督に提出した「糖業改良意見書」に基づいて、1902（明治35）年「臺灣糖業規則」の制定と臨時糖務局の設置が行われ、総督府による本格的な糖業保護奨励政策がはじまった。1923（大正12）年には、金子文夫が明らかにしているように、農林水産業、鉱業、製造業、電気ガス業、運輸業、商業、銀行金融業で構成される産業部門のうち、製造業に属する製糖業が全体の44%を占めるほど¹⁸⁾、糖業は台湾における産業の中核にあった。また化学工業の比率も高いが、その実態はアルコールや肥料等の農業関連製品の生産で、さらに商業や金融業も農産物の流通を促進する役割が高かったという。

このような糖業を中心とした農業による産業経営のなかで、金鉱山はどのように位置づけられるのか。先の金子によれば、鉱業に対する投資割合は、1914（大正3）年1.0%、1919（大正8）年4.5%、1930（昭和5）年5.7%で¹⁹⁾、投資が拡大傾向にある。また1914（大正3）年から1938（昭和13）年までの鉱工業生産の年平均実質成長率は5.3%で、同時期の日本の5.6%に匹敵すると推計されている²⁰⁾。

こうした鉱業の成長を支えたのが台湾銀行である。1910（明治43）年に台湾銀行によって出版された『臺灣銀行十年志』によれば、台湾で産出される金を一手に掌握するために、瑞芳、金瓜石、武丹坑の三金山と資金供給の契約を結んでいたという。

本島に在りては瑞芳、金瓜石、武丹坑の三金山の事業は漸次其の緒に就き砂金採取願者も亦多かりしを以て本行は本島産金を一手に吸収して一部を本行銀行券發券の準備に充て其の餘を日本銀行に供給するの目的を以て明治三十三年以來三金山と資金供給及産金買収の契約を締結したり²¹⁾

矢内原は、こうした台湾銀行と鉱山会社の関係を、台湾における重要産業の「資本家的企業化」が日本の資本家によってなされていたことを具体的に示すための事例としている²²⁾。事実、表-1にあるように、金瓜石は台湾銀行の資金提供を受け、事業を年々拡張していった。同表に掲げた施設以外にも、例えば1907（明治40）年9月の

段階で、事務所などの事務関連施設、各種製錬所などの製錬関連施設、煉瓦工場、火薬庫、倉庫などの事業付帯施設、購買施設と病院の生活基盤施設あわせて56棟と住居60棟の合計116棟の建物が金水地区に存在したことが確認されており²³⁾、事業拡大と台湾銀行からの供給資金額の急激な増加の間に相関関係があったことがわかる。

(3) 土地の所有と利用の変遷

1900（明治33）年から工場や事務所などの事業関連施設や、住宅や病院などの生活関連施設を建設された一带は、先述の通り、鉱山事業が開始される以前に総督府技師の石井八萬次郎らによって「発見」され、施設群の建設候補地とされていた。石井は、同地を次のように評価していた。

金瓜石山ノ北麓ニ當リ地勢稍寛ニシテ水田多ク他日工場ヲ建ツルニ適ス（中略）且ツ地勢漸斜スルヲ以テ鑛石精製ノ手術ヲ施スニ上ヨリ下ニテ送りテ施工ノ次第ヲ經由セシムルニ最便宜ナリ且ツ九份金瓜石諸溪ノ水ハ扇ノ骨ノ如ク此地ニ集来スルヲ以テ水ヲ引クニ最モ便利ナル處ナルベシ²⁴⁾

すなわち同地区は、土地が緩やかに傾斜しているため製錬所の立地として相応しいこと、製錬時に必要な水が豊富であることから、工場地帯として適しているという。

他方、上記の一文から、同地が元々水田地帯であったことが分かる。石井も評したように、同地は水利も良いことから、台湾人によって農地として利用されていた。したがって、日本人が台湾を植民地化した当初、金瓜石に住む台湾人は、露頭付近で細々と金の採掘を行い、また露頭から300mほど下った比較的緩やかな斜面には水田を設け農業活動を行っていた。日本人は、その農地を収奪し、製錬所や事務所、住宅、病院、学校などを建設したことになる。そこでそれらの土地の所有と利用がどのような変化したかをみていこう。

金瓜石地区の土地は、1903（明治36）年になってはじめて一部の土地の登記簿への登記によって具体的な状況が示される（表-2）¹⁾。田中事務所は1903（明治36）年にはすでに主要な坑道の開坑と4軒の製錬所の建設を終えていた。おそらく事務所や住宅の建設も進んでいたであろう。しかしそれにも関わらず、田中事務所は土地を一筆も所有していない。むしろ台湾人による登記が大半を占めている状況である。田中事務所による土地不所有の状況は1909（明治42）年から1912（明治45）年にいたっても、さらには1918（大正7）年においても変わらない。しかしここで注目されるのは、明治末期から大正期にかけて台湾人所有の田地が消滅し、建物敷地も減少する一方で、所有形態が「共業」と記載されている土地が急増している点である。

明治後期から大正期にかけて、金瓜石地区には、游氏、

黄氏、林氏、徐氏、陳氏の5氏が土地を登記しており、登記簿に記載された住所からいずれもこの地域に居住していた台湾人である。5氏が登記していた土地は主に建物敷地と田地で構成され、それらは五號寮と呼ばれる地域に集中していた。この地は総督府技師の石井が「水田多ク他日工場ヲ建ツルニ適ス」と評した場所に他ならず、田中事務所が施設を立て続けに建設して行く場所である。したがって、これら5氏の土地が減少していく傾向と鉱山開発の間にはあきらかな相関が認められる。

他方で、台湾人の所有地がむしろ増加する傾向にあったことは、「共業」地の急激な増加によって明らかとなる。游氏や黄氏らが所有していた土地は、明治末期から大正期にかけて、「共業」へと所有形態が変更され、また多くの土地が「共業」地として登記されていた。その土地は、明治末期においては筆数にして47筆にのぼり、全体の6割（59.5%）に達する。また面積についても同様に、63%の土地が「共業」地とされていることがわかる。また地目についてみると、明治末期に存在する土地47筆のうち、45筆が建物敷地になっており、「共業」地の大半が何らかの建築物のために用いられていたことが判明する。その傾向は、大正期においても維持され、登記件数の増加にともない、「共業」地の土地が筆数にして倍以上に増加しており、建物敷地がさらに増加するとともに、山林と雑種地が大幅に登記数を増やしていることを表-2から読み取ることができる。

ここで「共業」とは、複数の所有者による共有の状態を指す。土地登記簿には、所有者の指名や名称が列記される事例もあれば、単に「共有」とのみ記載され、その後所有者が1名ないし1組織に集約された際にはじめてその所有者名が掲載されている事例もある。前者の事例では、徴税の際の負担金とも関わってくるため、さらに氏名や名称の上に所有割合が分数で示されていた。が、後者の場合は、それらが明確でない。金瓜石地区に所在していた「共業」地は、すべて後者の所有者名が記載されていない事例に相当する。

宮畑加奈子によれば、台湾の「旧慣」において、大租戸、小租戸、佃戸などの身分制にとられることなく、土地経営への関与程度によって権能が決定するという社会システムがあったという²⁵⁾。そのシステムは土地よりも建設行為に価値を見出す観念によって支えられ、他人の土地であれ、そこに建築物を建設した当事者を「業主」と認識するのが一般的であった。

事実、後宮信太郎が金瓜石鉱山の経営権を取得し、社名を金瓜石鑛山株式會社に変更した後、1929（昭和4）年にすべての「共業」地が金瓜石鑛山株式會社に所有権が移転されていることが、土地登記簿から判明する。このことから、「共業」地が金瓜石鑛山株式會社以前から鉱山会社によって使用されていた土地であったことが推

表-2 金瓜石地区における土地所有者と土地利用の関係（面積の単位はすべて㎡）

土地所有者(1903)		土地利用(地目)									
		建物	山林	田	畑	原	雑種地	墳墓	宗廟敷地	道路	合計
国	筆数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
鉱山会社	金瓜石鉱山田中事務所	筆数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
藤田組	筆数	6	1	-	-	-	-	-	-	-	7
	面積	2997.2	2591.8	-	-	-	-	-	-	-	5589
台湾人居住者	游氏	筆数	9	-	4	-	-	-	-	-	13
		面積	167430.1	-	15249.8	-	-	-	-	-	182679.9
	黄氏	筆数	2	-	-	-	-	-	-	-	2
		面積	672.9	-	-	-	-	-	-	-	672.9
	林氏	筆数	1	-	-	-	-	-	-	-	1
		面積	374.5	-	-	-	-	-	-	-	374.5
	徐氏	筆数	-	-	-	-	-	-	-	1	1
		面積	-	-	-	-	-	-	-	272.5	272.5
閩帝君	筆数	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
	面積	-	-	-	-	-	-	-	756.8	756.8	
共業	筆数	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
	面積	2261.5	-	-	-	-	-	-	-	2261.5	
所有者不明	筆数	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
	面積	6837.7	-	-	-	-	-	-	-	6837.7	
合計	筆数	21	1	4	0	0	0	0	2	0	28
	面積	180573.9	2591.8	15249.8	0	0	0	0	1029.3	0	199444.8

土地所有者(1909-12)		土地利用(地目)									
		建物	山林	田	畑	原	雑種地	墳墓	宗廟敷地	道路	合計
国	筆数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
鉱山会社	金瓜石鉱山田中事務所	筆数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
藤田組	筆数	12	3	-	-	-	1	-	-	-	16
	面積	2539.2	2762.5	-	-	-	1200.3	-	-	-	6502
台湾人居住者	游氏	筆数	8	1	-	-	-	-	-	-	9
		面積	79597.8	1232.3	-	-	-	-	-	-	80830.1
	黄氏	筆数	1	-	-	-	-	-	-	-	1
		面積	332.7	-	-	-	-	-	-	-	332.7
	林氏	筆数	1	-	-	-	-	-	-	-	1
		面積	374.5	-	-	-	-	-	-	-	374.5
	徐氏	筆数	-	-	-	-	-	-	-	1	1
		面積	-	-	-	-	-	-	-	272.5	272.5
陳氏	筆数	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
	面積	745.2	-	-	-	-	-	-	-	745.2	
閩帝君	筆数	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
	面積	-	-	-	-	-	-	-	756.8	756.8	
共業	筆数	45	1	-	-	-	1	-	-	47	
	面積	77370.6	87794.3	-	-	-	851.3	-	-	166016.2	
所有者不明	筆数	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
	面積	6947.4	-	-	-	-	-	-	-	6947.4	
合計	筆数	70	5	0	0	0	2	0	2	0	79
	面積	167907.4	91789.1	0	0	0	2051.6	0	1029.3	0	262777.4

土地所有者(1918)		土地利用(地目)									
		建物	山林	田	畑	原	雑種地	墳墓	宗廟敷地	道路	合計
国	筆数	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	面積	-	-	-	-	-	464.1	-	-	-	464.1
鉱山会社	金瓜石鉱山田中事務所	筆数	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	面積	1836	-	-	-	-	-	-	-	-	1836
藤田組→雲泉商会	筆数	18	35	-	10	-	1	-	-	-	64
	面積	5516.7	995253.8	-	32780.5	-	1200.4	-	-	-	1034751.4
台湾人居住者	游氏	筆数	1	-	-	-	-	-	-	-	1
		面積	45761.2	-	-	-	-	-	-	-	45761.2
	黄氏	筆数	1	-	-	-	-	-	1	-	2
		面積	332.7	-	-	-	-	-	66	-	398.7
	林氏	筆数	1	-	-	-	-	-	-	-	1
		面積	374.5	-	-	-	-	-	-	-	374.5
	徐氏	筆数	-	-	-	-	-	-	-	-	0
		面積	-	-	-	-	-	-	-	-	0
陳氏	筆数	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
	面積	745.2	-	-	-	-	-	-	-	745.2	
閩帝君	筆数	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
	面積	-	-	-	-	-	-	-	756.8	756.8	
共業	筆数	86	18	-	-	-	14	-	-	118	
	面積	100981.3	2162230.7	-	-	-	33744	-	-	2296956	
所有者不明	筆数	20	6	-	-	-	1	1	1	29	
	面積	28013.7	86492.8	-	-	-	1897.2	2522.2	272.5	119198.4	
合計	筆数	129	59	0	10	0	17	1	3	0	219
	面積	183561.3	3243977.3	0	32780.5	0	37305.7	2522.2	1095.3	0	3501242.3

測できる。すなわち、田中事務所は鉱山運営に使用する土地の大半を自ら所有することなく、おそらくは台湾人が旧来から実質的に所有してきた土地の上に鉱業施設を建設し、自らの「業主」としての権利を獲得した。その

ことがさらに建設行為に価値を見出す台湾的観念によって支えられ、金瓜石鑛山株式会社への所有権移転に結びついたと考えられる。

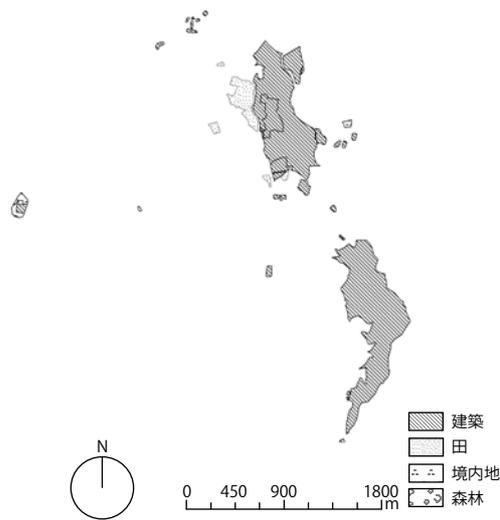


図-3 1903（明治36）年の土地利用図

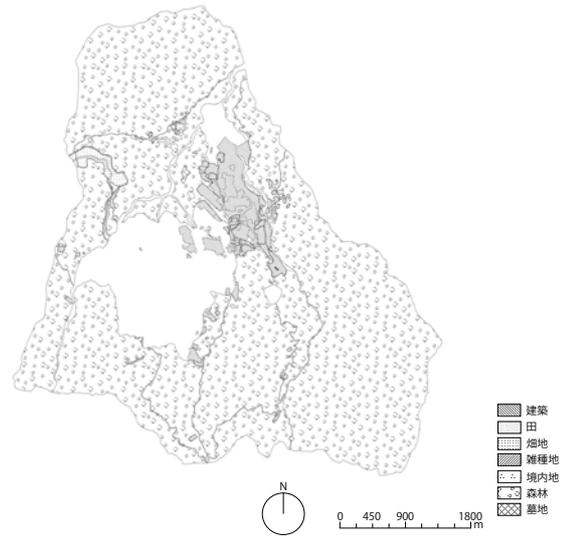


図-4 1918（大正7）年の土地利用図

4. 土地の所有と利用の状況と施設整備の関係

以上みてきた土地の所有と利用の変遷は、「共業」という形態をとりつつ、実質的には田中事務所による鉱業利用へと一元化されていく過程と捉えることができる。次に、その過程を空間的にみていく。

図-3は、1921（大正10）年の地籍図を用いて復元した1903（明治36）年時点の土地利用図である。この図からは、広大な範囲に建物敷地が広がり、田が隣接している状況を読み取ることができる。この時点で共業地化されている2筆の土地はいずれも建物敷地で面積は小さい（表-2）。そのうちの1つは、鉱山事務所の所在地であり、鉱山会社の核となる施設の所在地をなによりも先に共業地にすることで組織としての存立基盤を構築していたと考えられる。だが1903（明治36）年時点ですでに第一から第四までの製錬所4軒が游氏が所有する土地の上に建設されており、「臺灣鑛業規則」が規定していた鉱山会社による他人の土地の強権的使用が認められていたと考えられる。明治末期になると游氏の田が消滅したことはすでに述べたが、まさに台湾人の生活基盤となっていた土地が鉱山会社の利用下に置かれていく状況のなかで、游氏ら台湾人が現地生活することが難しくなっていく様子を見ることができる。

次に図-4は、1918（大正7）年の土地利用図である。1903（明治36）年の時点で建物敷地が集積していた地域における建物敷地の土地が拡大し、その周囲に広大な山林を抱えていたことがわかる。この時点で多くの建物敷地と山林が共業地になっており、田中事務所の利用下に置かれているとみなし得る。この段階では、鉱業施設のみならず、先に挙げた生活関連の施設もすでに整備を終えており、鉱山町としての体裁が整っていた。

図3と図4を比較すると、地域の空間構成は1903（明治36）年のそれを基礎的構成としながら外周に拡大していったと言える。それは換言すれば、台湾人の居住地と生産地を収奪することで自らの鉱山町を整備し、さらに鉱山としての採掘場所を山林として自身に関わる共業地にしていくことで、生活基盤と生産基盤となる土地を獲得していった。それはとりもなおさず、総督府技師らによる提案に端を発し、田中組がその提案に準じて鉱山町を整備していったことを意味する。

5. 結論

本研究では、地籍図や土地登記簿といった地籍関連資料を用いて、日本統治期の金瓜石鉱山における空間的な変容についてみてきた。その結果、台湾人による生活と生産の基盤となっていた土地の構成を基礎としながら、鉱山開発が進められたことが指摘された。そのことは同地が総督府の技師らによって工場適地として見出され、その提案に基づき田中事務所が鉱山町を形成したことを意味する。と同時に、その事実は、台湾人が主体的に利用していた土地を田中事務所が収奪し、またその行為を可能にする規則が総督府によって制定されていたことを意味する。

またその収奪の過程で、田中事務所はそれらの土地を自所の所有物として登記することなく、むしろ土地よりもその上部での建設行為に価値を見出す台湾特有の観念を利用しつつ土地の利用を既成事実化することで鉱山運営を円滑かつ急進的に進めていったことも指摘されよう。それは明らかに、台湾という植民地における鉱山開発の特有性と認められる。

田中事務所が自ら作成し現在まで残されている資料は極めて限られているし、また現地に住生活していた台湾人の資料は皆無に等しい。そのなかで、地籍資料を用いることで植民地初期の鉱山開発の経緯を一定程度明らかにできると考える。

また本稿では紙幅の都合で触れることができなかったが、水南洞においては乾式製錬所や水力発電所の建設にともない収奪された台湾人の居住地や農地に対して、田中事務所と台湾人の間で不平等な土地利用契約が結ばれた事実もある。にも関わらず、台湾の鉱山における日本の企業による開発に関する研究はこれまで、金の産出量など、まさに鉱山開発の正の部分に偏っていたきらいがある。しかし本稿で明らかにしてきた事象は、植民地であるがゆえに生じたものであり、こうした事象の解明なくして植民地における鉱山開発の実態把握にはたどり着けない。とはいえ、実態解明のためには、台湾内の他の鉱山との比較研究を行う必要があるし、また朝鮮半島における鉱山開発の実態についても同様の視点で検討を加えていく必要がある。こうした課題をふまえて、今後さらなる資料収集や多角的な分析を行っていくことが肝要である。

謝辞：本研究はJSPS科研費 23860041の助成を受けたものです。

補注

[1] 隣接鉱山の瑞芳鉱山を運営する藤田組が所有する土地も含まれるが、ここでの議論からは除外する。

参考文献

- 1) 中國科技大學：文化景觀保存哲學及國際案例比較研究計畫（中華民國行政院文化建設委員會，2007）、中國科技大學：一當陰陽海遇見黃金山城—臺北縣瑞芳鎮金水地區文化資產環境保存及活化計畫（台北縣立黃金博物館，2008）、So Hatano: Landscape Transformation of Chinguashi Mining Town: Referring to the Norwegian Method of Describing Landscapes（「Cultural Landscapes as Cultural Heritage: Conservation Philosophy and Management Method through comparing Norway and Taiwan」プロシーディング，2007）、So Hatano: A Study on the Characteristics of Colonial Landscape: A Case of Chinguashi Mining Landscape（文化資産（古蹟、歴史建築、聚落與文化景觀）保存、再利用與保存科學國際研討會プロシーディング，2008）。波多野想：明治後期の金瓜石鉱山における施設の整備一日

- 本植民地下台湾における鉱山景観の形成と変容に関する研究 その1—，2008年度日本建築学会関東支部研究報告集，および関東支部審査付き研究報告集4，日本建築学会，2009。
- 2) 齋藤讓：瑞芳及金瓜石鑛山視察報文，台湾総督府民生部殖産課，1900.3.29。
- 3) 前掲波多野想：明治後期の金瓜石鉱山における施設の整備-日本植民地下台湾における鉱山景観の形成と変容に関する研究 その1-
- 4) 小林琢治：噫石井八萬次郎君，地質學雜誌，日本地質学会，39(470)，1973.10。
- 5) 波多野想：明治30年代における藤田組による瑞芳鉱山の開発，土木学会論文集，土木学会，（投稿中）
- 6) 同上
- 7) 瑞芳及び金瓜石金鑛の計畫，臺灣日日新報，1900.12.22。
- 8) 前掲齋藤讓：瑞芳及金瓜石鑛山視察報文
- 9) 臺灣地籍規則（律令第十三號），臺灣總督府報，第331号，1898.7.17。
- 10) 臺灣土地調査規則（律令第十四號），臺灣總督府報，第331号，1898.7.17。
- 11) 若林正文編：矢内原忠雄「帝國主義下の台湾」精読，岩波書店，2001.，pp.42-43。
- 12) 同上，p.43。
- 13) 宮畑加奈子：日本統治時代の台湾における司法実務の運用について-墾耕権をめぐる判例を中心として-（広島経済大学創立四十周年記念論文集，広島経済大学，2007.10.，）pp.1169-1189。
- 14) 前掲波多野想：明治30年代における藤田組による瑞芳鉱山の開発
- 15) 小林英夫：第三卷 まえがき，（大江志乃夫編：岩波講座近代日本と植民地3 植民地化と産業化，岩波書店），1993.，pp. v -vi。
- 16) 同上，p.vi。
- 17) 前掲若林正文編：矢内原忠雄「帝國主義下の台湾」精読，pp.75-81。
- 18) 金子文夫：植民地投資と工業化（前掲大江志乃夫編：岩波講座近代日本と植民地3 植民地化と産業化），p.34。
- 19) 同上，p.33。
- 20) 木村光彦：台湾・朝鮮の鉱工業（溝口敏行・梅村又次編：旧日本植民地経済統計），東洋経済新報社，1988。
- 21) 臺灣銀行：臺灣銀行十年志，臺灣銀行，1910.，pp.107-108。
- 22) 前掲若林正文編：矢内原忠雄「帝國主義下の台湾」精読，pp.97-98
- 23) 前掲波多野想：明治後期の金瓜石鉱山における施設の整備-日本植民地下台湾における鉱山景観の形成と変容に関する研究 その1-
- 24) 石井八萬次郎：鑛山視察報告（石井八萬次郎他：鑛山視察復命書），國史館臺灣文獻館所蔵，1896.5。
- 25) 宮畑加奈子：台湾における土地所有概念の古層（広島経済大学研究論集，第31卷第3号，2008.12.）

(2015.4.6 受付)